

久米邦武と宗教問題

——岩倉使節団と宗教問題（その三）——

山
崎
渾
子

Kume Kunitake and The Iwakura Mission's View of Religion

The Iwakura mission headed by Tomomi Iwakura, consisting of Ambassador Plenipotentiary Tomomi Iwakura and important members of government, visited the United States of America and various Countries of Europe between December, 1871 and September, 1873. Kunitake Kume, who participated as a member of the mission suite, published an official report after their return entitled *Beiō Kairanjikki* (An Authentic Record of a Tour to the USA and Europe).

This document, due to the fact that Kume was, at the same time, assigned the duty of examining the religious situation of each of the Western countries, also reveals how he made it his particular task and theme to present what he had observed and experienced regarding this subject. This theme is one which I have been pursuing, and with the publication of *Kume Kunitake Rekishi Chosaku shū* (The Collected Historical Works of Kunitake Kume) I have undertaken to use the newly available historical source material as a reference in order to reconsider the theme.

As a result it became evident that the mission including Kume probed deeply into religious problems, particularly those related to European Christianity. If there are limitations to their understanding it can be said that their judgment of religion was strongly nationalistic, that they were limited in their understanding of freedom of religion as a fundamental human right.

In this way the mission saw the role religion played in Europe and the USA and became newly aware of religion in Japan. On their return to Japan they endeavored to recognize its value in relation to their policy of open-door cultural enlightenment and to make use of it.

はじめに

明治四年、新政府は岩倉使節団を米欧各国へ派遣した。それは岩倉具視を全権大使として以下木戸孝允、大久保利通、伊藤博文、山口尚芳ら政府要人を連ねた大規模なものであり、ここで問題にしたい久米邦武は、この使節団の大使随行として参加していた。

岩倉使節団は、条約改正の問題と諸外国の視察を派遣目的としていたが、結果的に見ると思うようには歩らなかつた条約改正問題より、西洋文明国の文物、制度の調査・研究の方に力を入れていった。

さて西洋宗教視察についてであるが、出発当初に掲げた諸外国での調査・研究に当たつての必要諸項目を見ると「宗教」に関しては触れられていない。ところで久米邦武は、使節団渡米後のサンフランシスコで宗教取調係を命ぜられたということになっている。これは使節団出発前には予想されていなかつた宗教問題がここに於いてにわかに取り上げられ、視察・研究の対象になつたことを意味するのである。そこで何故そのような事になつたのか、そしてどのような宗教視察がなされたのかを問うのが本稿の課題である。

此の点を解明したく、先頃、大久保利謙氏や田中彰氏によつて研究整理され『久米邦武歴史著作集』（第一巻、吉川弘文館、昭和六十三年）が刊行されたのを機会に、その久米関係史料を利用して以下考察を試みた。⁽¹⁾ あわせて久米邦武編『米欧回覧実記』（五巻、岩波文庫）の土台となつた使節団回覧中のメモや帰国後の『米欧回覧実記』執筆諸稿本から、最終刊本までの成稿過程が明らかにされた今（久米邦武『米欧回覧実記』展－日本を世界にひらく岩倉

使節団一、一九八五、久米美術館)改めて「岩倉使節団と宗教問題」について問い合わせてみたい。

一、岩倉使節団における久米邦武と宗教問題

(一) 久米邦武と宗教取調係

一八七一年(明治四)十二月八日、久米は大使付属枢密記録等可被取調兼各國宗教視察を命じられた。⁽³⁾ この年の十一月十二日に使節団は横浜を出航して米国に向かっているから、任命されたのは出発後のことになる。どうしてこのようになつたか、そのいきさつについて久米は次のように述べている。

(一八七一年十二月、船中)二十四日、教師「ゴーブル」神祇掛りの官員に面会を臨む。固り此度ハ右省より出航なきことを陳し尤教法を宣る情態を採訪して國の教規を潤正する為めに政府の史官に兼しめたる由を言て久米権小外史に応接を申付たり尤一人にてハ時宜により申合せも成難きを以て田中文部大丞に一同応接を申付ぬ。⁽⁴⁾

これによるとアメリカへ渡航の船中、使節団はゴーブルという宣教師から神祇係りの官員に面談を申し込まれた。もとよりそのような係りがいた訳ではなかつたので、急きよ、久米邦武と田中不二麿がこれに当たることになり宗教論議が始まつたのである。帰国後の久米の話によると、

私は皇漢学者であるから其時の文部の理事官、田中不二麿と西洋の宗教を取調べることを申付かつた、どうも宗教は実に迷惑な事と思ふたけれども仕方が無い、それを承はつて居たから太平洋船中より直ぐに論判が始まつて、同船の加特力教師が宗教の事に關係する人に逢いたいと言出し田中と二人、船のサルンで其話を聴かなくちやなら

ぬ、サア是は面白いと福地源一（櫻痴）などは筆記をすると言つて側に居る、船中幾らも傍聴するといふ訳であつて、私はどうも困った事が始まつたと思ふて、話にかこつたところが十戒が済んで何とか応答をしなければならぬから、少し神様の事を言つたら、神の事を人間がそんなに彼は言うべき筋のものでは無いと言ふから、さうかと言つて、それ切り論判は終つて、其座はそれで済んだ。⁽⁵⁾

とある。ここで久米は宣教師のことを「加特力（カトリック）教師」と書いている。カトリックではないがゴーブル宣教師のことを述べていると判断してよいと思う。

また久米と宗教視察について沖野岩三郎氏は、「先生は神社局大弁といふ役人であったから、日本の神社と海外の宗教、特に基督教との差別異同を調査せしめんが為に、政府は此の任命をしたものらしい」と当時の久米について述べている。以上のことがら見ると、始め久米は表むきには宗教係りとして任命されていなかつた。しかし使節回覧中、必要に応じて宗教視察を行う事は命じられていたらしい。

岩倉使節団が前もつて作成した使節派遣目的とその任務を見ると、先述したように宗教関係には触れられていない。この使節派遣目的はお雇い外国人フルベッキの「アリーフスケッチ」を基盤にして作られたものであつたこと、そしてそのフルベッキの案には、はつきりと載せてあつた宗教視察の箇所は後に削除されたものであつたこと、などは先学の諸研究によつて明らかにされているところである。⁽⁶⁾しかし、一方「条約改正要用目的」（『岩倉具視関係文書』七）には、「宗門之事」という項目があるし、「将来亞墨利加合衆国と日本帝国との間に於いて取極むべき条約草案」を前もつてアメリカへ通知している中に、「諸制禁は旧法を廃するに従つて削り、心情の自由を拡充すべし」という項目もある。当時の政府にとって宗教、特に耶蘇問題については、関心はあつたにせよ、表沙汰にしないように配慮しなければならないやつかいな問題であつたのであるう。ところが案の定、使節出発早々から宗教論議は引き起こ

それで、いつたのである。

(II) 久米邦武と米宣教師ゴーブル

久米の日記によると渡米船中にて、ゴーブルとのキリスト教についての談論はその後も続いている事がわかる。

二十五日、……第二字（時）に田中久米両人教師に直接に赴き余も米公使と其席に臨めり一軒この教師へ談話すきなるよしなり倍（諸）面接のとき教師より先聲談すべきへ（マヤ）と問しにより固り夫を望むと答へありつれハ乃新約旧約書の概要を日本語にて説き其後十戒のことも話し大抵三字も費したるなり（8）へし。

とある。さてこのゴーブルの事であるが、彼自身も船中で岩倉使節団に会った事を書いている。

ゴーブルは岩倉使節団と同じ日にアメリカに向けて出帆した。彼によると乗船した三日後に、つまり十一月二十三日に次のような事があったという。

「使節団の先導役として随行したアメリカ公使テ・ロングより岩倉首席使節が会いたがつていてると知らされ、彼に伴われてデッキにいる岩倉のよどいいた。用件は、使節団の中にキリスト教の伝教を廃する準備として宗教調査を担当する『神祇官』（Public Worship Office）が二名いる（9）……」とある。この二名の宗教担当者というのは誰かといふと、先述したことから考えると久米と田中となることになる。まだどちらが先に面接を申し込んだかという点では、くい違っている。久米の日記によると、

十三日……今日ハ日曜日にて在船ノ法教師食堂に於て説教をなすデロンク夫婦をはじめ耶蘇新教のもの皆これを聞く是西洋にて休日の定規なるよしなり（10）

とある。ここに言う法教師とは多分ゴーブルのことであろう。日付によると面接した日よりも十日ほど前になり、こ

の頭から既にヨーロッパ公使と共に宣教師についていたのやあら。

久米は「一ノアルから新約旧約聖書について概略をあつたと書いてあるが、聖記の回し原記しておいたと記載される久
米のメモに相前詳しい田紀聖書および教会史についての記録がある。これがその時の記録とも考えられるが、『米
欧回覧実記』は散見である教會史の説明の参考にしたに達しない。又、十戒についても記載がある。これが十戒が、裁判制度という社
会制度が出来た時の底流の力となっていたと触れてある。『米欧回覧実記』については以前述べた事があるや
(拙著「伊倉使節団における宗教問題」『北大史論』)、ソリヤな触れなしむことある。なおハートルの「十戒」⁽¹²⁾ は
この著書にいは「天道深矣」(『昭和文化全集・宗教編』)と題するが出来た
ア、ソリヤハートルの他の史料を紹介しね。

There are officers of this [Iwakura] embassy especially charged with the duty of learning all they can
of the peculiar doctrines and customs and usages of Christianity. These officers, as well as the Chief
Ambassador, on their passage across the Pacific, have frequently expressed their belief that at no distant
day all restrictions against Christianity in matters of religion would prevail... It is believed that the
Japanese Government have no desire to prosecute native Christians now, but only do so to make a show
of opposition merely to keep parties quiet who are not yet fully enlightened in regard to their relations
with the outside world, and so to keep the peace.

これによると、岩倉は近いうちに政府はキリスト教に対する寛容策を取るであろう事、また浦上キリスト教徒に対する日本政府の処置は国内の開明的でない反対党に刺激を与えないためである事などを語った、とある。

(III) 岩倉使節団と浦上キリスト教徒問題

今まで見てきた事から、使節団は出発当初宗教視察について全く関心が無かつた訳ではないという事、派遣目的の中にその項目を置かなかつたのは、むしろ特別の事情があつたからである、と言つたほうがよい。

この宗教問題は既に一八六四年（元治一）浦上、五島キリストの發見とその信仰宣言という形に始まつて以来のものであった。江戸幕府はこれに対して弾圧決行、それを踏襲した維新政府も、一八六九年（明治二）浦上で捕縛された三千余人のカトリック教徒を津和野藩をはじめとした数藩へ追放した。

以来外からはキリスト教を奉する欧米諸国からの強い抗議を受けながら、又、内からはキリスト教や西欧自由主義に直接触れた留学生やその他の知識人らによって議論の対象となりつつ、政府はその政策の変更もせずに一八七一年の末にまでいたつていた。

こうした中で使節団は出発したのであつた。先のゴーブルによれば、キリスト教徒弾圧と禁教策は、国内の保守派を恐れての事だと岩倉らが渡米船中で述べたと言つてはいる。この点は従来政府が外交団に対し行つてゐる答弁の中にしばしば見られる同じ弾圧理由でもあつた。果たしてこれらの弾圧理由を持つて渡欧しようとしている使節団に対し、諸外国は納得するであろうか。又、当時日本国内においてはキリスト教徒弾圧を一般はどのように見ていたのであるうか。

この点について在日フランス宣教師の感想記をここで紹介しておこう。「もしミカドが何の危険も恐れずすべての

大名から、その祖先代々から受け継いだ権利と領地を簡単に取り上げることが出来た（廢藩置県）とすれば、大名が良心の自由という問題を口実に、失われた領地を再び得るよう戦争を起こすであろうという恐れは、全く狂氣の沙汰である。日本をよく知っている人ならば、宗教の自由を承認することは、国民の間に決して不満を生じるはずはない」ということもわかる。」⁽¹³⁾と言う J・M・マランのものがある。維新政府のキリスト教徒弾圧政策の本心が果たしてどこにあつたのか不明であるが、事実当時の政府にとっては思いの外、この事は多面的諸問題を引き起こす原因になり簡単には解決できない難問であったのである。その頃キリスト教徒問題を直接担当していた木戸や森有礼らが、この件でミッドフォードやアーネスト・サトウの助言を求めてしばしば訪ねてきている様子が体験記⁽¹⁴⁾に見える。

さて久米の使節団渡航太平洋船中の記録にもどうろう。

喫煙室に集まれば銘々宗教の話しが始まる。その中には固より全権大使の一行だから明治以前に西洋へ渡った福地だの、（中略）林、田辺太一、其外に西洋行者は幾人か居つた。⁽¹⁵⁾

使節団にとってこのように宗教についての関心は始めからあったことになるが、キリスト教解禁については賛否両論、さまざまあつた。

使節団を送り出した直後、留守政府にとっては、今里県下で六十三人のカトリック教徒捕縛事件が起きていた。使節団の諸国歴訪を機会に日本政府のキリスト教徒弾圧を糾弾する外国勢力は、留守政府に向かつて更に強い抗議を申し込んできた。明治四年十二月四日、副島外務卿はイギリス臨時代理公使から「體御國人の心底は區々にて耶蘇を開き候建白を認候もの有之右書面は大使の副使中の御方にも是を御賞し被成御寫取相成候も有之又右等縛し候事も有之何故個様に可有之哉」と問いただされている。使節団の副使中には、キリスト教解禁に賛成している人物もいる事を指摘しているが、これは誰に当たるのか後に触れるとして、使節団一行の中でも意見が分かれていたことが推測さ

れる。

岩倉大使関係書類の中には、耶蘇書類⁽¹⁷⁾というものが残されている。内容は明治一年から四年までの耶蘇関係処置の写しであり、一部欠けているものもあるが、『大日本外交文書』第一と第四巻に収録されている。大久保利謙氏も『明治国家の形成』⁽¹⁸⁾で指摘されておられるが、この問題についての参考として、使節団が前もって携帯したものであつたのであるうかどうかはつきりしない。

使節団渡米後のキリスト教関係文書は、「大使公信」「本朝公信」の中に含まれており、いまではこれも『大日本外交文書』第四と第六巻に収録されている。その他、「公信付属書類」にもキリスト教関係記事が何件か収められているが、これらについては別の機会に取り上げる積りである。

明治五年一月十日、岩倉大使から三条実美に宛てた書簡によると「……外務省より書記官江之来状ニ今里県にて異宗門徒党六十人計御处置之義云々有の全政府ハ御存知無之哉に推察候得共折角使節派出の折柄頗遺憾之事ニ御座候此末談判或指省障可有之哉も難計存候間何卒此事件分明次第委敷書記御命速ニ御廻し可被下彼是御配念と察申入候」(『明治史料』⁽¹⁹⁾)とキリスト教徒問題についての報告を早くして欲しい事も記されている。こうして宗教問題は、使節団にとつても留守政府にとつてもさし迫つた問題となり、それに関する書類が当時頻繁に交わされたのであつた。

二、久米邦武の米欧における宗教体験

(一) 宗教観の変化

久米は後年、岩倉使節隨行員として渡欧した頃の事を思い出して次のような感想を述べている。

宗教といふことは私は世界の事は能く分らないが、私丈けで之を考へると私が一生の前半生と後半生と思想が余程違ふ事を御話しませう。(中略)それに付て一つ御話することがある。(中略)丁度その前半生後半生の替り目です、御承知でもあらう明治四年に岩倉公が全権大使で、木戸、大久保今伊藤公などが副使として歐米各国へ派出になつた、⁽²⁰⁾

と、使節隨行を機会にかれの宗教観が変わつたと述べている。どのように変化したのかといふと、

前半生の時代には迷信といふ言葉は無かつたが、淫祠といふことを頻に学者が唱へて居た、淫祠といふは正しく無い祠といふ訳になって居る。(中略)其頃の宗教といふものは一体淫祠臭いもので、マア學問でもする者は馬鹿々々しいことと思ふてゐた、是は私に限らず明治以前の者はマアそんな心であった。(中略)仏教についても(中略)西洋の様に是非信じ無くてはならぬといふ程必要では實際無つたのです、

それに対して後半生はどのようになつたか。

然るに段々迷信といふ言葉の発生する時分より、宗教といふものは非常な貴重なものといふ事に人の前では言はなくてはならぬ様な訳になって來た(中略)迷はぬ信仰といふは何であらうか、何れ世界に公けの宗教となつて居るものを信ずるのは極く宜い事(中略)然る所へ今の宗教といふ説が又西洋から這入て來た、是は耶蘇教の信仰が必要といふ事が根本になつて人間の眞の精神の花である、無くてはならぬ
という訳である。このよだな宗教観の変化は使節隨行員としての体験がキッカケになつてはじまつていったというのである。久米はいまだに古い思想が支配している考え方もあるが、と述懐しながらその体験を話している。以下それを見てみよう。

(二) 宗教の必要性と性悪説

アメリカ到着前、久米達は「西洋人に逢へば何宗かといふ事を問れる」のではないかという論議になった。うつかり返答してはいけないと言う事で久米は、仏教はよく知らないし、儒教や神道は宗教ではないといわれるだらう、「いっそ宗教は無い」と言おうとしたら、

それは甚だ悪い、西洋で無宗教な人間はどう映ると思ふか、人間といふ者は性悪といふが、（中略）⁽²¹⁾ 環境で、智恵を持った虎狼のやうなものは、黙って置いたらどんな悪いことをするか判らぬものとるう

ここに西洋人の性悪説が紹介されているが、キリスト教との関連において述べられているのが興味深い。西洋の歴史についても、この禪惡が基になって古代からの侵略戦争が起こり強い人種が残酷非道な圧迫で弱い人種を滅ぼしてきた、と説明を聞いた。そして、苦しむ弱小の人々はやつと救世主のキリストを迎えて人間世界になった、といふ。このようなキリスト教界の西洋歴史の説明は、しばしば『米欧回覧実記』の中にも見られることである。しかし久米は、その説明はそれとしてもこのようないい洋人のひとりよがりを鶏のみにはしていない。

基督教の福音を聞かないものは先づ人間では無いと西洋人は思ふて居る、けれ共世界に別の宗教が有るよつて四大教を書列ねあれど、西洋ではそれも疑ふて居る（中略）西洋は東洋の歴史に迂闊だから白人は放つて置けば現にそんな者であつたらぶ

と批判しているのである。この考え方をもつてすると『米欧回覧実記』総論の箇所で説く、人種論、保護の政治、道德の政治、についての記述が理解しやすくなる。そこでは次のように述べている。白人種である西洋人と、黄人種であるアジア人種は、それぞれに適した政治形態を持っているとして、白人種は「情欲ノ念」が特に強く、制御する力が

乏しいので、「宗門ノ信向」は「政治ノ貴重」とするところの一つであるとする。それに対してもアジア人は、「情欲ノ念」は薄く、性情を矯する力が強いといい、西洋の「保護の政治」と東洋の「道徳の政治」を説きその違いを説明している。この場合、性悪説は白人種のみに適応しているところが面白い。又、久米を含めて使節団が宗教を見る時、西洋一辺倒ではなく、西洋のキリスト教の価値を見ると同時に東洋の宗教を対等の立場でとらえなおしている事もわかるのである。

(三) 信教の自由論

久米によると、アメリカに着くと貴方は「何宗か」と問われる事はなかつた。⁽²²⁾ という。しかし先述したように浦上キリスト教徒問題と関係して、信教自由問題は直ぐ取り上げられていった。

使節団はソートレイキに着くと大雪にあい足留めされたが、その頃、伊藤博文と山口尚芳らによつてしきりに日本における信教自由の問題が論議されたらしい。彼ら二人は、理事官佐々木を責めて「先生、宗旨ノ制禁何時マデモ被行難ギトノ見込ナレバ、断然解禁論ヲ立ツベシ、只因循姑息ニ打過グル論ハ解セヌナリ」と言つた。⁽²³⁾ という。佐々木は、このような大事件を出发前に決めないで来て、途中で論じるのは誤りであると答え、翌日この事を岩倉公に伝えた。岩倉は決して今回は解禁しない、と答えたという。「岩公確乎タル精神ナクバ、此ノ時耶蘇宗解禁トナリ、如何ナリシカ、肌に粟ヲ生ジタリ」と佐々木は日記に書いている。

そして此のソートレイキにて「米人ミンスロウ」という人に出会い、信教の自由について話しを聞いた。この人物が答えたところによると、「教法ハ決シテ他ノ宗旨ヲ採用セズトモヨカルベシ、日本ノ古来教法ニテ足レリ、(中略)日本ニテ切支丹ヲ禁ジタルコト、ソノ趣意能ク分リタリ(略)」という事で佐々木は大変安心したのである。彼は日

記欄外に「ミンスロウト談話ス、実ニイニ叶ヒタリ、米国人ハ返テ如此、我ノ耶蘇ヲ禁ジタル訳ヲ語レバ、彼レ能ク聞込ミタリ、(略)」と記し、アメリカ人がこの問題についてよく理解してくれた事を喜んでいた。この段階で佐々木と久米との関係は記されていないのでよく分からぬ。しかし当然、両者の間にも交渉はあったはずである。同じソートレイキで接したモルモン教について久米がメモを取っている中で、信教の自由論についての感想を残している。この部分は『米欧回覧実記』には省かれているので少し長いが引用しよう。

モルモン宗について、(中略) 当時ハ政府よりの手当なくて其教を他へ広むるを禁じ「ヨング」の外出をと、め信教の自由を許すこと國憲に限りたり回教仏教其他偶像を捧するものと雖も政府より自由を妨げるべからず然旨則「モルモン」も亦一教旨之を要するに廃し禁ずるの權あるべからず(中略) 其一般の信する所の異なるとて之を付、くるの条理なし然上ハ則モルモン宗は其教を不正として禁ずるを得ず必ず其政法の妨げあるを咎めるより外なし而して所謂一夫一婦の説なきとの諸教ミな全論にあらず亦國憲の明条には非ざれハ此を執へしと之を禁ずるも必ず条理ながらん故に當時教師を錮するを聞く未之を廃絶するを聞かず信教の自由此に色いる窮する所あり以て人に質する亦明答をなすものなし挙げて之を質せざるを獲す⁽²⁴⁾

とある。信教の自由論もモルモンの例を見ればわかるように限界が有る、と述べている。前述した佐々木高行は「使節トモ米国ヨリシテ頻リニ變応ニ逢ヒ、実ニ人間ノ交際ノ厚キ示サレタルニ驚キ、且ツ日本モ最早歐米人ト肩ヲ並べル勢ト驕心ノ出タル事間違トナリテ、宗旨モ人民ノ自由ニ任せヌ時ハ、不開化ノ様ニ思ハルト見エ、是モ畢竟宗旨信仰スル生徒モアリ、就中伊藤ナドハ其辺ハ飛切論ナリ、御國ニテ大臣連中苦慮セシ事モ、今ハ忘レテ、所謂日本ノ猿知恵ニテ生意氣ニ因ル也」とか「耶蘇教國ニナラズテハ、トテモ條約改正モ望ナク、且日本ノ獨立モ六ヶ敷ト伊藤ナドハ信ジタルナリ、丁度森有礼ノ在留公使ニテアリ、大ニ煽動セルカト邪推セリ」と言つてゐる。これら“飛切論”⁽²⁵⁾

者、"アラビヤ論"（アラビヤ馬の如く進み過ぐる）⁽²⁷⁾ 者などと呼ばれていた伊藤や森らの信教自由説がある中で、久米は此れに対して批判的に見ているのが興味深い。

ここで使節団と森有礼との関係について、特に宗教問題に限って取り上げてみたい。久米も後年、明治の変政となりたる初め、四、五年の比より（中略）余の実歴にては森有礼子（氏）が米国在留大弁務使となりて華盛頓の公使館に在留し、羅馬字に改む意見を言たるを目のあたり聞き、と書いているように森とは直接会い、その意見を聞く機会がしばしばあつたはずである。そして森がアメリカにあって収集した宗教についての意見は、当然使節団に影響したと考えられる。

幕末から西欧に留学していた森にとって、キリスト教との接触は長く、その個人的宗教体験も深い。ここでは、その個人的な部分での考え方については取り上げる余裕が無いので省略するが、文明と宗教、教育と宗教、信教の自由等について先学諸氏⁽²⁸⁾の研究成果を参考にして『米欧回覧実記』と関係する点について触れて見る。

一八七二年二月三日付で、森は日本の教育問題について、アメリカ人教育専門家十五人に対するアンケートを出し意見を求めている。⁽²⁹⁾ その十五人からの回答は大体一、二ヵ月後には届いている。それらの回答を読むと、まず強調されている点は、文明や教育の根本には宗教が必要であること、「泰西各国ノ貴重セル開化ノ進歩ヲ致セシ者（中略）何ヲカ開化ノ本源ト言フ、曰ク基督教則是ナリ」とキリスト教を説き、しかし「基督教ノ三字ヲ見テ希臘、羅馬、加特力、彼羅士特、或ハ常ニ社会ヲ善道ニ導サル有名無実ノ耶蘇教派ノ如キ、異種奇怪ノ教法ト誤解スルナカレ」例えば「仏蘭西ハ狂妄ノ宗教ノ為ニ、其國最モ精巧敏達ナル技芸家ノ如キ最モ有益善良ノ民ヲ其國ヨリ放逐シ、為ニ自ラ開国技芸ノ進歩ニ許多ノ障害ヲ醸シ、随テ自ラ莫大ノ損害ヲ蒙リタリ」と同じキリスト教と言つても、フランスのカト

リックやギリシャ正教はむしろ弊害が大きい事を説く回答が多かった。十五名のうち四名を除く大多数が宗教（キリスト教）の必要性を論じ、あわせて反カトリック的忠告を述べている。『米欧回覧実記』の記述と比較してみると、内容的には、ほぼこれと同じである事がわかる。⁽³³⁾

ところで先の十五名のうち四名の学者たちは、むしろ信教の自由を説いている。宗教と教育の分離を説き、特定の宗教、教義を教育に含めてはならないという。そしてこの四名の中から使節団は、日本の教育顧問としてお雇い外国人を選んでいるのである。この四名の中のB・G・ノースロップ（Northrop）教授を最初選んだが、多忙を理由に断わられ、つぎにはやはりこの中のD・マーレイ（Murray）を選んだのであった。

森公使は、文部理事官でもあり、宗教視察を久米とともに命じられていた田中不二麿からこの件について頼まれ、D・マーレイ教授に依頼状を送っている。⁽³⁴⁾

森はこの直後、有名な「日本における宗教の自由」⁽³⁵⁾を発表している。しかしこうして見てくると当時使節団から“飛切論”などと批判されていた彼は、実際の所ではアメリカ一辺倒ではなく、結構自分の選択に基づいた自分の考え方を形成していた事がわかる。又使節団も大多数のアメリカ人の言いなりにならず、はつきりと一つの選択をしていたことになるのである。

当時使節団から、日本婦人を教育するため数人のイギリス淑女と雇用の契約を結び、日本へ赴任させるという任務の交渉に当たるよう委任されたお雇い外国人R・H・ブラントンがいた。その時パークス英國公使がこの件に強力に干渉して、「支那で広く布教活動をしたパークス婦人の一族の友人」⁽³⁶⁾を紹介してきた。使節団の中でも伊藤副使の意向として、キリスト教布教には関心を持っていない外国人である事が条件である事を知っていたR・H・ブラントンは、その間にあって相当苦労しながら人選をしたという。このような事柄からも、使節団が如何に宗教問題について

いろいろと考慮していたかがわかる。

以上のようにアメリカにおける使節団が、文明の源としての宗教の必要性、信教の自由論、カトリックやギリシャ正教への中傷を聞かされていた頃、留守政府の方にも種々の働きかけがあった。次にその方面を見るところにする。
謹テ陛下ニ別紙ノ一書ヲ呈ス 陛下若シ此書ヲ一覽シ賜ハ、即日本ノ美島ニ罹ラントスル患害を覺リ玉ヒ且ツ之を避クルノ一策を見玉フベシ蓋シ此金言ハ貴國ノ為メニ聞キ玉ハサル可カラサル者ナリ欧羅巴闕洲羅瑪加特力教ノ為ニ大害を蒙リ（中略）此輩ノ利益ヲ求メントスルノ時ニ會シ其銳鋒ニ当ラハ如何速ニ新教ニ入り玉フノ外決シテ良策アルベカラス

一八七二年一月、香港域多里亞街ニ於テ、ダフリウ、ロフサイド

呈 天皇陛下ニ奉ル「ロフス サイド」⁽³⁷⁾ 書

といふもので別紙と思われるものには、加特力（カトリック）教徒は獸を礼拝する、などの説明と共に「羅瑪教法ハ正ヲ変シテ邪ト為シ聖ヲ變シテ愚ト為シ恵ヲ變シテ害ト為シ信ヲ變シテ偽ト為ス者ナリ」と中傷する。そして「羅瑪加特力教ハ今専ラ東方諸国ニ其威風を張リ東方ノ人民ヲ残害位シ兵力ヲ以テ之ヲ屠リ終ニ其國ヲ滅サハ仏國以下加特力教諸国ノ兵争ヒ至テ之ヲ奪フ可シ」と説明する。そしてこの教徒たちを迫害しても、むしろ彼らは死ぬことを喜び甘んじて残酷な刑罰を受ける、迫害を行えば民心は離れると、脅かしている。プロテスタント（正教徒）こそ善い宗教なので「速ニ正教ヲ奉ベシ」と説得する。

もう一つの史料は次のように言う。

一八七二年七月九日

北日耳曼ゴッチンゲン地名ノ伝教院主博物学士 エムアールセーウエルソン

(中略) 陛下教門ノ事ヲ彼此申候者ハ隨分御用心被遊可成御避被遊(39)

と注意し、特に「切支丹教」は暗愚の人民を惑わすものであることを説き、教門の事についてお尋ねの時には、左ノ通ノ名宛ヲ以御下問被下度奉存候

ノルドデンツラント國名ハンノーフル府名シールガルテン、ストリート街名四番
ドクトル、セーウエルソン人名

といふものもあつた。

当時の日本に寄せられた忠告の多くは、信教の自由を説く一方では自派（プロテスタント諸派）の教えを熱烈に宣伝し、同時にカトリックを攻撃する、という将に西洋キリスト教会のプロテスタント・カトリック両派の熾烈な争いの延長に行われたものであつたのである。そのような中で使節団を中心に言えば、その折衝した人々の多くはプロテスタント系であつたと言える。

さて、一八七二年六月、使節団はイギリスへ渡つたが、次のような当時の久米の記録がある。

英國に渡つたらば英國公使ペークス氏が總ての引廻しで英國中を旅行させ、（中略）其時ペークスが日本は西洋の文明／＼と語るべ居るけれど、どうも唯々機械か武器か物質的のことばかり氣をいれる、アレではまだ文明にならぬ、西洋の盛になつた甚といふものは宗教といふものが大事なものであるそれで文明の根本を知らせると言ふて、日曜日には御寺に行って、何を言ふのやら一向に判らぬ説法を聞させられ、（中略）さて旅行を済して帰つた後はペークスが段々岩倉公に向ひ談判といふ訳では無いけれど議論を吹掛け此節の旅行はどうだったか（中略）大きに益を受けたといへば、デは帰国の上は日本にも内地旅行を許せといふ是が一箇条、それに基督教はあるの通りだから日本にも入れろといふ、是が一箇条、この二箇条を頻りに勧めた。(40)

このようにヨーロッパに渡った使節団にとっては、アメリカ滞在の頃と同様、宗教問題は常に取り上げられる事柄となつていつたのである。

(四) ビスマルクとガリバルジー

ヨーロッパに渡った使節団は、アメリカと違つて西洋の歴史は東洋では想像もつかないほど教会と政治との関係が非常に深いことに気が付いた。そして当地での見聞は、プロテスタント勢力対カトリックの教皇やイエズス会との抗争の歴史であり、ここにおいてもやはり彼らの認識は特にプロテントの立場から見たものとなつていつた。

教育視察を目的として使節団とほぼ同行していた田中不二麿文部理亜官は、詳細な報告書『理事功程』を残している。前述したように、久米によると田中は久米と共に宗教視察の任務も持つていてことになる。『理事功程』について今回は詳しくは触れられないが、それがどの国においても、宗教と教育が深く大切な要素として関わっている様子を報告しているのが特徴と言える。その宗教教育の内容は別として、諸学校が僧と癒着していく、政府の管轄下にない事の弊害について言及している事が多い。この場合の僧とか僧尼とはヨーロッパ中世近世を通じて、修道会を中心とした伝統的学校教育経営を行つて来たカトリック修道者たちを指す。例えばアメリカにおいて、

教育方法ヲ平民僧徒ニ委託シテ曾テ政府ニテ關係セサリシ國々ハ普ク人智ヲ鍛練シ開化ノ進歩ヲ駿速ニシ最上ノ地位ニ達セシムルノ要路ヲ失ヘリ⁽⁴¹⁾

イギリスの所では、

ウイルレム三世ノ即位ニ至ルマテ凡百年ノ間ハ文學ノ進歩大ニ遲頓セリ如何トナレハ僧尼ノ輩文明ノ已ニ利アラサルヲ覺リ悉ク寺院付属ノ學校ヲ毀チ教育保護ノ道ヲ妨ケ其暴虐窮マリナシト雖モ王モ亦如何トモスル能ハス⁽⁴²⁾

などと、教育が政府の管轄下にないと弊害がある、という。ドイツに至ると、

波羅特宗プロテスタントヲ奉スル独乙國中ニ於テハ寺院政府ト共ニ力ヲ合セ小学校ヲ保監ス

と、カトリックの国とは違つて、教会と政府が協力しあつて良い関係を保つていることを報告している。

李漏生ブロイセンニ於テハ文官ト寺會トヲシテ共ニ教育事務ヲ管理セシムルカ故ニ瓦敦堡邦ウォルデンボルクノ如ク僧官ヲシテ全ク教育事務ヲ司ラシムル事ナク大ニ寺會ノ權ヲ限レリ⁽⁴³⁾

とあるように、文官を置くことによって僧官の権力を制限していることもしばしば報告している。また、

加特力宗カトリーキノ學校評議局ニ於テ加特力僧徒ヲシテ其議員ニ充タシムルニアタリテハ通例政廳ヨリ加特力宗ノ高宗師（ビショップ）タル者縱令真ニ法王羅馬法王左祖ノ者ナリト雖モ西三年ヲ出テスシテ遂ニ政廳ノ管轄ヲ受ルニ至ル⁽⁴⁴⁾

と、教皇の勢力さえも政府の支配下に置こうとしていることを述べる。

オランダに行くと、

巴班ブラバンド・ニ靈堡リンボルグノ如キハ加特力宗ヲ奉ズル州ニシテ都内監督ノ過半ハ加特力宗ノ人ナレドモ他州ニ於テハ波羅特宗ノ人多シ從前都内監督多ク波羅特宗ノ僧徒ナリシガ教育新令公布以來漸僧徒ノ權ヲ殺キ貴重ノ官員トナスマ禁セリ⁽⁴⁵⁾

と、この国に於いても僧と政府の教育権について触れている。

以上見てきた、ヨーロッパにおける僧と学校教育との関係及びその弊害、政府との教育権の争いなどの内容は、『米歐回覧実記』と比較すると、その記録と全く同じである事がわかる。この事は久米が、田中不二麿から、教育视察の結果を聞いたのであろうし、『米歐回覧実記』を書くに当たっては、それを参考にしていると言える。

更に久米は、これらの報告をビスマルクやガリバルジーの功業と重ねて説明している場合が多い。彼らが宗教政策との関係において教育の問題に大きく関与していた事を、具体例としてあげているのである。

久米のメモや草稿記事の中には、しばしばこの二人が宗教と関連する記事に加筆されているのが目立っているのである。その要旨はイタリーのガリバルジー氏⁽⁴⁸⁾は、教皇の権力を倒しその領土を没収し、ドイツのビスマルク氏は、イエズス会士を追放した事の強調である。

岩倉や木戸も、一八七二年（明治五）九月ロンドンから内閣員に宛てた書簡の中で、ビスマルクのイエズス会士追放の功業はフランスに戦勝した事よりも有名である事、そしてイエズス会とは即ち日本の長崎にやって来た連中であると言ひ添えている。浦上キリスト教徒処分や宗教自由問題に頭を悩まし、海外に渡ってからはプロテスタント教徒らの忠告によって、カトリック勢力を脅迫する使節団の思惑が察せられるところである。

（五）「モラルフィロソフィー」と「ナチュラルフィロソフィー」

久米の編集による『米欧回覧実記』には、アメリカやイギリスを中心にヨーロッパの人々は、大変宗教に熱心であるという事がしばしば記されている。文明國の根本であり精神的エネルギーともなっている宗教であるが、しかしその説明の延長で時々言及しているのがこの「モラルフィロソフィー」とか「ナチュラルフィロソフィー」という言葉である。これらの言葉は適当な邦訳がなかつた為か、原語をそのままカタカナで記している。そして久米はその説明として、最近の歐米の学者の中には、ローマ教会の弊害に懲りて、これからは宗教に代わつて「モラルフィロソフィー」や「ナチュラルフィロソフィー」を取るのが良いとする論を唱えているというのである。

そしてこの「ナチュラルフィロソフィー」とは、その要旨を言えば結局キリスト教の抜粋に過ぎないのであるが、

とし、西洋人の品行を美しく養い、風俗習慣を謹んで保つものと認めた。久米の薦葉を今仮に記録を廻らせるれば、「倫理学」や「道徳学」や、「自然科學」や「物理學」は別だといふ點があるが、久米には大変、新鮮に印象深く文明の最先端をこゝ用語、學問として聞き入るに堪能である。

一七八一年、森有礼が「ハドソン」に書かせた著書、LIFE AND RESOURCES IN AMERICA がトマス・カントンによる翻訳されたが、使節団も森を通じて日本にられてこゝへ贈られた本である。この中で、EDUCATIONAL LIFE AND INSTITUTION との章があり、アメリカに於ける教育なりと並び、ハドソンの著書が紹介される。その中の「結論」を引用する。

With regard to the much discussed subject of the Bible in common-schools we may submit the following remarks by a distinguished professor of Harvard University: "To banish the Bible was to garble history, for there was much history of which it was the only source. Christianity is the great factor in the history of the world. If moral philosophy is to be taught, it must be Christian ethics.

久米は森から「ハドソン」を翻訳したが、和訳のよんだ説明を聞く、アメリカの宗教教育の現状を知られたのであるが、久米は、この翻訳所や書かれているのであるが、やりや教授されたる学科として各科目が列挙された。「自然哲学」natural philosophy という語がある。久米ばかりを聞く、「ナチュラル・ヒューリティ」の記述したのが推定である。更にいの専用文部省は、宗教に代わる新しい近代的學問なりとして、當時の學者の間で諸論議があつたことを知られる。又、「ハドソン」が教えるねじれども、それはキリスト教的な倫理道德を意味するものであつて、点などは、久米の『米欧回覧実記』記述に付合して、(8) 久米によると久米は、アメリカにおいては進歩派と批判された森有礼から多くの情報を得、かり思想的影響を蒙けていたと考え

られる。

後年久米は、宗教と歴史との関係について次のように述べている。
 宗教と歴史とは最も親密な関係を有つて居ると言ふ事を考へて居ります（中略）神と言ふ觀念は直ちに宗教ではない（中略）縱令宗教でなくとも倫理を研究しても極まる所は神と言ふ觀念になる天と言ひ命と言ひ皆神の觀念であるそれから倫理でなくとも他の学科を研究しても、或は医学或は理学皆段段と先を研究すれば遂に造化の能力は実に不思議であると言ふ所に究まる。⁽⁵⁾

と言つてゐるが、先述した「ナチュラルフィロソフィー」や「モラルフィロソフィー」の論議を思い出させられる記述である。

又、久米は別の所で「神道の話」について次のように説明している所もある。

日本の神道は皇室と一緒に結付いたもので國家の結晶といふものはみな此神で結晶して居る（中略）是が古来この国家の成立より前に存在して居るからは、而も他国の如く人種の圧迫も受けない、残酷な目に遭たることもないから、別に救世主を迎へるといふ必要はさら／＼無い、其中よりして神道と言ふ者が成立して居る（中略）
 神道といふものは、マ少し本当なことの研究が積んで、日本特有の国教に成立たなくてはなりません、（中略）さりながらさう昔の舊い事ばかり言つても時代はます／＼進みて人事は繁雑になり行から（中略）齷惡な人種もあり、不完全な國民もあり、種々の人種が入交れば、宗教なども性質が狂ふて来る、⁽⁵²⁾

と述べ、その教理の研究のために、儒教も仏教も耶蘇教も取り込んでいかなければならぬ、という。そして日本人と神道との結合は堅固であるから、いつの時代でも神の御裔の皇室を頭、即ち神に戴いていくのであるとする。ここで彼は、日本において、カミは必ずしも神の字ではないことはつきりと説明し、自分の頭に戴くもの——例えば、

天子のこと、大臣の第一位にある者、諸省の長官などは皆カミであると言ふ。

そして日本人の神道との結合は不文無言の中に布れて甚だ堅固であるから是は動かないと思ふ。若し之を動かす教ならば日本人では決して採用しない、其時は血穢も死穢の後に祓禊をなすから構わずにドシ／＼競争しなくてはならぬ、けれどそれに差支ない限りはどんな宗教でも容受する方が宜いと思ふと述べる。先述した性悪説や人種論、信教自由の考え方や、モラルフィロソフィー、ナチュラルフィロソフィーについての久米の認識がどのようなものであったかについて示唆的である。

(六) 使節団の宗教体験

ところで米欧での宗教体験は、当然久米だけのものではなかった。使節団全員にとってのもので、各々に大きな影響を与えた事となつた。久米の話を聞いてみよう。

岩倉公、木戸、大久保などの思ひはどうであつたかと言へば、どうもあんなに宗教を信じて居るのがといふやうな少し冷笑の氣味で、バーカスもアレを信じる所がどうも妙だと言ふ風で、其頭まで矢張り宗教を信ずるのは馬鹿な事と思ひながらも、併し何でも宗教といふものは訳の有るものだらうといふやうな思想に移つたのです。⁽⁵³⁾

このように、使節団は米欧におけるキリスト教に直面せざるを得なく、結果的には種々を学び深い所まで洞察しているのである。

これについては、別稿で触れた事があるので詳細は避けけるが、使節団は、歐米世界におけるキリスト教の果たした役割を認めたのであり、要約すれば以下のようになる。

使節団のこの宗教問題に対する対応の変化の経過は、次のようになる。使節団はキリスト教禁教政策保持のままに

日本を出発→当初からアメリカの信教自由主張にあう→大久保、伊藤ら一時帰国。この際留守政府へ解禁政策を願い出る→留守政府に反対され二人は再度渡米→使節団、ヨーロッパへ渡り各国から禁教政策に対する抗議を受ける。しかし使節団は「政治上に害無きものは之を咎むことなし」とか「国内の情実未だかかる大変事を起し候にては決て不相成候(略)」などと答えて解禁せず→ベルギーに至った時ついに、使節団、留守政府へ高札撤去を促す。国民には公表せず、というものであった。信教の自由に対する認識が深まれば深まるほど慎重になつていった。

そして使節団は宗教のどのような点について学んだのかといえば、一には、富國強兵のために宗教は政治的・社会的機器として有効であった事、二には、〈古い〉宗教から〈新しい〉宗教へと単に文明の発達段階との関係のうちに入られた歴史論から、文明国にふさわしいのはプロテスタンントであるという見方、三には、キリスト教は西洋文明を推進していくところの精神的情熱やエネルギー的役割を果たしたという諸点である。そして教会史の中に、特にカトリックの政教一致政策の効果と弊害を見、国教の在り方を知つた。プロテスタンント的信教の自由の中でも、アメリカにおいては、「自由の公権」「人生の権」⁽⁴⁾といふ Religious Freedom の主張にあい、ヨーロッパに渡つてからは、歴史を通じて養われた宗教宽容 Toleration に対する認識を深めたのであった。

このような使節団を見て、彼らが次第にそのキリスト教に対する考え方を変化させていることを述べている観察者もいる。「岩倉・大久保および他の使節団員に敬意を表して、彼らが昔の偏見と縁を切つて、この問題を理解し、捕らわれている全キリスト教徒の解放を求める勇気を彼ら自らがもつていたことを言っておかなければならない」と。

以上久米らの宗教視察は、そのまま使節団の宗教体験となつたのである。宗教と個人の関係は別として国家的レベルで考える時使節団は、文明や教育の為には宗教は必要であるということを悟つたのであった。そして信教の自由は認めつつも、国教をもつて政府が国民を指導していく方法を採用しようとする時、彼らは未来にどのような構想をも

つたのであらうか。

使節団帰国後の活躍と、次第に形成されていった明治天皇制国家と重ねあわせて見るとき、具体的には彼らがどのように関わったのかを問い合わせ直す必要がある。この点は今後の課題としたい。

注

- (1) 「岩倉使節団」研究文献について代表的なものとしては、大久保利謙『岩倉使節の研究』(宗高書房、昭和五十一年)、田中彰『岩倉使節団』(講談社新書、昭和五十二年)、同「岩倉使節団とその歴史的意義」「思想」(岩波、一九八三年)、同「脱亞」の明治維新——岩倉使節団を追う旅から』(NHKブックス、一九八四年)などがある。又ここで利用した久米史料はほとんど未公開の史料であるが、利用させてもらひました。
- (2) これについては、從来から関心をもつてゐる課題であるところから便宜上、拙論「岩倉使節団における宗教問題——『米欧回覧実記』に見る宗教觀」(北大史学』十八)を「その一」とし、「岩倉使節団と宗教自由の問題」(『日本歴史』三九一号)を「その二」という意味で、今回のものを「その三」としてまとめることにした。
- (3) 「在米雜務書類」国立公文書館
- (4) 「奉使歐米日記」久米文書
- (5) 久米邦武「神道の話」『東亜之光』(第三巻第五号)
- (6) 久米邦武「日本古代史と神道との關係」創元社、昭和二十一年、解題、一八七頁
- (7) ハネマキと岩倉使節団の関係については、前掲大久保氏、田中氏の著書に詳しく述べ、Albert Altman; Guido Verbeck and the Iwakura Embassy. Japan Quarterly, XIII, No. 1, January-March, 1966 や、梅澤昇が『御雇い外国人—政治・法銅』十一(鹿島研究所、一九七一)の中で解説われている。
- (8) 前掲「奉使歐米日記」
- (9) 川島第二郎「岩倉使節団とヨーロッパ」(『源流』五)
- (10) 前掲「奉使歐米日記」

- (11) 「啟えふ筆記」久米邦武
- (12) Card from a Missionary Accompanying it to the Churches of San Francisco (This is published in the San Francisco papers of Jan. 20, 1872: Thomas W. Burkman, *The Urakami Incidents and the Struggle for Religious Toleration*, Japanese Journal of Religious Studies, 1, Japan Quarterly, 1956)
- (13) J. M. マクハ、「芦井紀行(昭和五年)」(H・チークリー訳『宣教師の見た明治の原』キリストン文化研究シリーズ11、昭和四十二年)
- (14) 抽論「幕末維新期における来日外国人の日本宗教政策観」『聖心女子大学論叢』40
- (15) 前掲、「神道の話」久米文書
- (16) 『大日本外交文書』第四卷、八二〇頁
- (17) 国立公文書館所蔵「耶穌書類」「耶穌一件」
- (18) 大久保利謙歴史著作集二、吉川弘文館、昭和六十一
- (19) 第一集、ソウトレー・キより
- (20) 前掲「神道の話」
- (21) 同右
- (22) 同右
- (23) 佐々木高行『保古飛呂比』五、東大出版、一九七四年、二六四頁
- (24) 久米文書『米欧回観実記』作成中の久米のメモ
- (25) 佐々木高行、前掲書、二九〇頁
- (26) 同右、二六六頁
- (27) 津田茂麿『明治聖上と臣高行』、一七七頁
- (28) 「国字改良論」久米文書
- (29) 大久保利謙編『森有礼全集』三、宣文堂、昭和四十七。犬塚孝明『森有礼』人物叢書、吉川弘文館、昭和六十一
- (30) 前掲書、『森有礼全集』三、一七一一四二三頁

- (31) 同右、付録 翻訳、五頁
- (32) 同右
- (33) 前掲拙論「岩倉使節団における宗教問題」の(一)を参照されたい。
- (34) 同右、英文、一五四頁
- (35) 森有礼「日本における宗教の自由」(『明治文化全集』十一、五三七—五六六頁)
- (36) R・H・ブラントン、徳力真太郎訳『お雇い外国人の見た近代日本』講談社、昭和六十一、一四五—一五八頁
- (37) 『明治政府翻訳草稿類纂』第二卷、訳稿集成二、(国立公文書館内閣文庫底本) ゆまに書房、昭和六十二、三一四頁
- (38) 同右、一四〇—一四四頁
- (39) 同右、六五—六七頁
- (40) 前掲「神道の話」
- (41) 文部省編『理事功程』臨川書店、昭和四十九、九、七一頁
- (42) 同右、六七頁
- (43) 同右、二六一—二六三頁
- (44) 同右、二六三—二六四頁
- (45) 同右、三六四頁
- (46) 『米欧回覧実記』(丁)三七頁、(乙)二〇、一八九、三四二頁、(丙)二〇一頁
- (47) 『米欧回覧実記』作成中の久米のメモに多く見られる。
- (48) ガリバルジーと岩倉使節団との関係についての研究文献には前掲田中彰『岩倉使節団』や北原敦「日本におけるガリバル
ディ神話」(日伊協会編『幕末・明治期における日伊交流』日本放送出版会、一九八四)がある。
- (49) 『木戸孝允文書』四巻三八四頁、『明治史料』三集三〇頁
- (50) 『米欧回覧実記』(一)三四五頁、(二)四三頁、(三)二八五頁
- (51) 「惟一館開館式に臨み宗教と歴史との関係に就て」『宗教』第五卷第三十号
- (52) 「神道の話」「東亞之光」第三卷第六号

(53)
(54)

前掲「神道の話」
フランシスク・マルナス『日本キリスト教復活史』みすず書房、一九八五、四二九頁